（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［略］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.3＋（Ｂ－Ｃ）×0.6＋（Ｃ－Ｄ）×0.9

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現

（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［同左］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.3＋（Ｂ－Ｃ）×0.6＋（Ｃ－Ｄ）×0.9

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現